

さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

さいたま市岩槻区本町1-1-1 外

4 予算の上限額

4,917,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本業務は、魅力ある観光資源の創出、来訪者へのもてなしや集客交流の促進、地域経済の活性化を図り、また、明るく歩きやすい駅前ゾーンを形成し、まちなかの賑いを創出することを目的とする。

6 業務の概要

次のとおり、イルミネーション装飾等を岩槻駅東口駅前において実施する。

(1) 場所

岩槻駅東口駅前広場、岩槻駅東口駅舎外観、岩槻駅東口前クレセントモール、ワッツビル東館正面入口及びワッツビル東館外壁

(2) イルミネーション実施期間

令和8年10月17日（土）～令和9年3月15日（月）

点灯時間：17:00～23:00

(3) 点灯セレモニーの運営

令和8年10月17日（土）17:30～18:30

(4) 設営・撤去

設営日 実施期間前に事前に市と協議のうえ、実施すること。

撤去日 令和9年3月16日（火）から令和9年3月28日（日）までに、事前に市と協議のうえ、実施すること。

7 業務内容

(1) イルミネーション等の企画・実施

- (ア) 若年層をメインターゲットとして、魅力的で集客が期待できるテーマを提案すること。
- (イ) 岩槻駅東口駅前広場において、イルミネーション装飾を実施する。イルミネーションには、オブジェの設置なども行うこととし、岩槻の文化や岩槻らしさを感じられる企画とすること。
- (ウ) 岩槻駅東口駅舎外観において、(ア)のイルミネーションと調和のとれたライトアップを実施し、駅舎の構造を活かした企画とすること。
- (エ) 岩槻駅東口前クレセントモールにおいて、樹木、街灯（茶色）、ワッツビル東館・西館の壁面にイルミネーション装飾を実施する。(ア)のイルミネーションと調和のとれた企画とすること。
- (オ) ワッツビル東館正面入口の出入口上部において、(ア)のイルミネーションと調和のとれたイルミネーションを実施し、出入口周辺にはフォトスポットを設置すること。また、ワッツビル東館の正面外壁には、(ア)のイルミネーションと調和のとれたライトアップを実施すること。
- (カ) 現地調査の上、照明機材、音響設備等の設営を行うこと。その際、必要な設備の調達、電源の調査・確保、事前演出確認も行うこととする。なお、設置した機材は、受託者の責任において管理し、万一破損した場合に発生した負担は受託者によるものとする。
- (キ) 受託者において、電力会社へ届出の上、仮設分電盤等を設置し、必要箇所へ供給すること。
なお、設置費用及び電気料金は受託者負担とする。

(2) 点灯セレモニーの提案及び運営

令和8年10月17日（土）の点灯セレモニーを運営すること。演者を招いて関心を引くなど、若年層を多く集客できるような魅力ある企画を提案すること。

(3) 広報及び広告物の制作

- (ア) 来場者のSNS投稿を自然に促すような内容を企画すること。
- (イ) イルミネーションのテーマや装飾に合わせたデザインのポスターを作成すること。
ポスターの規格及び部数は、B2版（片面）110枚、A3版（片面）400枚とし、PDFデータとともに市に一括納品すること。

8 保守管理等について

- (1) 受託者はイルミネーション等に故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。

- (2) 受託者は市からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。
- (3) 月に1度以上の現地の巡回を行い、点灯状況を確認すること。

9 業務完了後の提出書類

- (1) 完了報告書 1部
- (2) 請求書 1部
- (3) 委託料内訳書 1部
- (4) その他市が必要と認める書類

10 留意事項

本仕様書に記載された内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 市は、プロポーザルにより選定された受託者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、場合によっては双方協議の上、実施概要、業務内容に修正・変更を加える場合がある。
- (5) 本業務を一括して第三者に再委託等をしないこと。

11 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。